

平成 18 年 10 月 31 日

各 位

会 社 名 株式会社フルキャストテクノロジー  
代表者の役職・氏名 代表取締役社長 貝塚 志朗  
(JASDAQ コード番号 2458)  
問 い 合 わ せ 先 取締役管理本部長 岩田 剛司  
電 話 番 号 03 - 3780 - 8321

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は平成 18 年 10 月 31 日開催の取締役会において「定款の一部変更の件」を平成 18 年 12 月 20 日開催予定の第 18 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 将来の事業規模の拡大に備え機動的な資金政策が行なえるよう、発行可能株式数を変更案第 6 条のとおり 181,536 株から 224,496 株に増加させるものであります。
- (2) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年度法律 87 号)、「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号)および「会社計算規則」(平成 18 年法務省令第 13 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり変更を行なうものであります。
  - ① 当社の機関として取締役会、監査役、監査役会ならびに会計監査人を置くことを明確にするため変更案第 4 条として機関に関する規定を新設するものであります。
  - ② 株券を発行する旨を定めるため、変更案第 8 条として株券の発行に関する規定を新設するものであります。
  - ③ インターネットの普及を考慮し、変更案第 15 条として株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供に関する規定を新設するものであります。
  - ④ 株主総会の招集地に関する制限が廃止された事に伴い、株主総会の招集地を定めるため変更案第 12 条として株主総会の招集地に関する規定を新設するものであります。
  - ⑤ 株主総会の円滑な運営を図るため、現行定款第 12 条に定める議決権の代理行使について変更案第 17 条のとおり所要の変更を行なうものであります。
  - ⑥ 取締役会の機動的な運営を図るため、変更案第 26 条として取締役会の決議の省略に関する規定を新設するものであります。
  - ⑦ 取締役が職務の執行にあたり期待される役割が十分に発揮できるよう、法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定めるため、また優秀な社外取締役の招聘ができるようにするため、社外取締役との間で社外取締役の責任限度額をあらかじめ定める契約を締結できることを定めるため、変更案第 30 条として取締役の責任免除に関する規定を新設するものであります。

なお、変更案第 30 条の新設に関しては、監査役全員の同意を得ております。

- ⑧ 監査役が職務の執行にあたり期待される役割が十分に発揮できるよう、法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定めるため、また優秀な社外監査役の招聘ができるようにするため、社外監査役との間で社外監査役の責任限度額をあらかじめ定める契約を締結できることを定めるため、変更案第 38 条として監査役の責任免除に関する規定を新設するものであります。
- ⑨ 定款変更案第 4 条において会社の機関として監査役会を設置することから、定款変更案第 35 条ならびに第 36 条において監査役会に関する規定を新設するものであります。
- ⑩ 定款変更案第 4 条において会社の機関として会計監査人を設置することから、定款変更案第 39 条ならびに第 40 条において会計監査人に関する規定を新設するものであります。
- ⑪ 上記の他、会社法の施行に基づく用語の変更、字句の修正等、所要の変更を行なうものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

## 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 18 年 12 月 20 日 (水)
定款変更の効力発生日	平成 18 年 12 月 20 日 (水)

以 上

現 行 定 款	変 更 案
<p>( 商 号 )</p> <p>第 1 条 当社は、商号を株式会社フルキャストテクノロジーと称する。</p>	<p>( 商 号 )</p> <p>第 1 条 (現行通り)</p>
<p>② 英文では、FULLCAST TECHNOLOGY CO.,LTD.と表示する。</p>	
<p>( 目 的 )</p>	<p>( 目 的 )</p>
<p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 一般労働者派遣事業</li> <li>2. 特定労働者派遣事業</li> <li>3. 有料職業紹介事業</li> <li>4. 機械、電気、電子機器類の設計、製図、メンテナンス並びに検査、品質評価業務</li> <li>5. コンピューターソフトウェアの開発、技術提供並びに検査、品質評価業務</li> <li>6. 出版業</li> <li>7. 電子計算機によるデータ処理、経理処理及びワードプロセッサによる文書作成</li> <li>8. コンピューターシステムの開発、設計、販売、保守、維持、管理及びコンサルティング</li> <li>9. コンピューター機器の設計、製造及び販売</li> <li>10. 産業用運搬機械、風水力機械、油圧機器の設計、製造並びに検査、メンテナンス業務</li> <li>11. 輸送用機械器具の研究、開発並びに検査、品質評価業務</li> <li>12. 人工衛星、合成ゴム、光学医療機器、半導体等の研究、開発並びに検査、品質評価業務</li> <li>13. 家庭用電気機械器具、産業用電気機械器具の製造、販売並びに検査、品質評価業務</li> <li>14. 医療施設の管理及び運営業務</li> <li>15. 人材の職業適性能力の開発のための研修の実施</li> <li>16. プラスチック製の機械部品・家庭用品、塩化ビニール、工業用ゴム製品等の研究及び開発</li> <li>17. 包装機、結束機の開発、設計並びに、製造、メンテナンス業務</li> </ol>	<p>第 2 条 (現行通り)</p>

<p>18. 半導体製造装置、半導体検査装置、半導体素子、液晶製造装置、液晶検査装置の製造、販売、輸出入及びそのメンテナンス業務</p> <p>19. 半導体及び液晶製造設備に使用される部品、材料の仕入販売及び輸出入</p> <p>20. 半導体に関する技術コンサルティング</p> <p>21. 経営コンサルタント業務</p> <p>22. 市場調査、広告宣伝に関する業務</p> <p>23. 国際品質管理標準の認証取得のための指導、教育</p> <p>24. 上記各号に付帯関連する一切の業務</p> <p>( 本店の所在地 )</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。</p> <p style="text-align: center;">【新設】</p> <p>( 公告の方法 )</p> <p>第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>( 発行する株式の総数 )</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、<u>181,536</u>株とする。</p> <p>② <u>当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の定めにより、取締役会決議をもって自己株式を取得することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">【新設】</p> <p style="text-align: center;">【新設】</p>	<p>( 本店の所在地 )</p> <p>第3条 (現行とおり)</p> <p>( 機関 )</p> <p>第4条 <u>当社は、株主総会および取締役の他、次の機関を置く</u></p> <p style="text-align: center;">(1) <u>取締役会</u></p> <p style="text-align: center;">(2) <u>監査役</u></p> <p style="text-align: center;">(3) <u>監査役会</u></p> <p style="text-align: center;">(4) <u>会計監査人</u></p> <p>( 公告方法 )</p> <p>第5条 <u>当社の公告方法は、電子公告とする。ただし事故その他やむを得ない事由によって電子公告をできない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>( 発行可能株式総数 )</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は<u>224,496</u>株とする。</p> <p style="text-align: center;">② 【削除】</p> <p>( 自己株式の取得 )</p> <p>第7条 <u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</u></p> <p>(株券の発行)</p> <p>第8条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p>
---	---

<p>( 名義書換代理人 )</p> <p>第6条 当社は株式及び端株につき名義書換代理人を置く。</p> <p>② 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>③ 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ）及び端株原簿並びに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株主の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券の交付、株券喪失登録、端株原簿の記載又は記録、端株の買取り、その他株式及び端株に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p>	<p>( 株主名簿管理人 )</p> <p>第9条 当社は株式及び新株予約権につき、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定しこれを公告する。</p> <p>③ 当社の株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権簿への記載又は記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p>
<p>( 株式取扱規程 )</p> <p>第7条 当社の発行する株券の種類、株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券の交付、株券喪失登録、端株の買取り、その他株式及び端株に関する手続き及びその手数料は、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p>( 株式取扱規程 )</p> <p>第10条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款の他、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>
<p>( 基準日 )</p> <p>第8条 当社は、毎年9月30日最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において議決権を行使すべき株主とする。</p> <p>② 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</p>	<p>( 基準日 )</p> <p>第11条 当社は、毎年9月30日最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使することができる株主とする。</p> <p>② 前項にかかわらず、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。</p>
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p style="text-align: center;">【新 設】</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p style="text-align: center;">(開催場所)</p> <p>第12条 当社の株主総会は本店所在地またはこれに隣接する地において開催する。</p>
<p>( 招 集 )</p> <p>第9条 当社の定時株主総会は、毎年12月にこれを招集し、臨時株主総会は必要ある場合随時これを招集する。</p>	<p>( 招 集 )</p> <p>第13条 (現行とおり)</p>

<p>( 招集権者及び議長 )</p> <p><u>第 10 条</u> 株主総会は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議にもとづき、社長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>② 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</p> <p style="text-align: center;"><b>【新 設】</b></p> <p>( 決議の方法 )</p> <p><u>第 11 条</u> 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって<u>これを行う</u>。</p> <p>② <u>商法第 3 4 3 条の規定によるべき株主総会の決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを行う。</u></p> <p>( 議決権の代理行使 )</p> <p><u>第 12 条</u> 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主のみを代理人として議決権を行使することができる。</p> <p>② 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>( 議事録 )</p> <p><u>第 13 条</u> 株主総会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p> <p>② 株主総会の議事録は、その原本を決議の日から 1 0 年間本店に備え置き、その謄本を 5 年間支店に備え置く。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>( 員 数 )</p> <p><u>第 14 条</u> 当会社の取締役は 1 0 名以内とする。</p>	<p>( 招集権者及び議長 )</p> <p><u>第 14 条</u> ( 現行とおりに )</p> <p>( 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供 )</p> <p><u>第 15 条</u> 当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>( 決議の方法 )</p> <p><u>第 16 条</u> 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した<u>議決権を行使することができる株主の議決権の過半数</u>をもって行う。</p> <p>② <u>会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</u></p> <p>( 議決権の代理行使 )</p> <p><u>第 17 条</u> 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主 <u>1 名</u> を代理人として議決権を行使することができる。</p> <p>② ( 現行とおりに )</p> <p>( 議事録 )</p> <p><u>第 18 条</u> 株主総会における議事の経過の要領及びその結果ならびに<u>その他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録する。</u></p> <p>② ( 現行とおりに )</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>( 員 数 )</p> <p><u>第 19 条</u> ( 現行とおりに )</p>
--	---

<p>( 選任方法 )</p> <p><u>第 15 条</u></p> <p style="text-align: center;">【新 設】</p> <p>取締役は、株主総会において総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議により選任する。</p> <p>② 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</p> <p>( 任 期 )</p>	<p>( 選任方法 )</p> <p><u>第 20 条</u> 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>③ ( 現行とおり )</p> <p>( 任 期 )</p>
<p><u>第 16 条</u> 取締役の任期は就業後 2 年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② 増員又は補欠により就業した取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>( 代表取締役及び役付取締役 )</p> <p><u>第 17 条</u> 取締役会の決議により、取締役の中から社長 1 名を選任し、必要に応じて会長、副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選任する。</p> <p>② 社長は会社を代表する。</p> <p>③ 社長のほか、取締役会の決議により、会社を代表する取締役を定めることができる。</p>	<p><u>第 21 条</u> 取締役の任期は選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② 増員又は補欠により就業した取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>( 代表取締役及び役付取締役 )</p> <p><u>第 22 条</u> 代表取締役は取締役会の決議により選定する。</p> <p>② 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>③ 当会社には、取締役社長 1 名のほか、取締役会長 1 名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役若干名置くことができる。</p>
<p>( 業務分掌 )</p> <p><u>第 18 条</u> 社長は会社の業務を統轄し、専務取締役または常務取締役は社長を補佐してその業務を分担する。</p> <p>② 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が社長の職務を代行する。</p> <p>( 取締役会の招集及び議長 )</p> <p><u>第 19 条</u> 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② 代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定める順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>( 業務分掌 )</p> <p style="text-align: center;">【削 除】</p> <p>( 取締役会の招集権者及び議長 )</p> <p><u>第 23 条</u> 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② 代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定める順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</p>

<p>( 取締役会の招集通知 )</p> <p><u>第 20 条</u> 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の 3 日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>( 取締役会の決議の方法 )</p> <p><u>第 21 条</u> 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p style="text-align: center;"><b>【新 設】</b></p> <p>( 取締役会の議事録 )</p> <p><u>第 22 条</u> 取締役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p> <p>② 取締役会の議事録は、10 年間本店に備え置く。</p> <p>( 取締役会規定 )</p> <p><u>第 23 条</u> 取締役会に関する事項は法令及び本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の定める取締役会規定による。</p> <p>( 報酬 )</p> <p><u>第 24 条</u> 取締役会の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議によりこれを定める。</p> <p style="text-align: center;"><b>【新 設】</b></p>	<p>( 取締役会の招集通知 )</p> <p><u>第 24 条</u> ( 現行とおりに )</p> <p>( 取締役会の決議の方法 )</p> <p><u>第 25 条</u> ( 現行とおりに )</p> <p>( 取締役会の決議の省略 )</p> <p><u>第 26 条</u> 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</p> <p>( 取締役会の議事録 )</p> <p><u>第 27 条</u> 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p> <p>② ( 現行とおりに )</p> <p>( 取締役会規定 )</p> <p><u>第 28 条</u> ( 現行とおりに )</p> <p>( 取締役の報酬等 )</p> <p><u>第 29 条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として会社から受ける財産上の利益 ( 以下、「報酬等」という ) は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>( 取締役の責任免除 )</p> <p><u>第 30 条</u> 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、同法第 423 条第 1 項の行為に関する取締役 ( 取締役であったものを含む。 ) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>
---	--



<p style="text-align: center;">第五章 監査役</p> <p>( 員 数 )</p> <p>第 25 条 当社の監査役は、<u>1 名以上</u>とする。</p> <p>( 選任方法 )</p> <p>第 26 条 <span style="float: right;">【新 設】</span>  監査役は、<u>株主総会において総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数による決議により選任する。</u></p> <p>( 任 期 )</p> <p>第 27 条 監査役の任期は、<u>就任後 4 年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了すべき時</u>までとする。</p> <p style="text-align: right;">【新 設】</p> <p style="text-align: right;">【新 設】</p> <p style="text-align: right;">【新 設】</p> <p style="text-align: right;">【新 設】</p>	<p>② <u>当社は会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の行為に関する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第五章 監査役及び監査役会</p> <p>( 員 数 )</p> <p>第 31 条 当社の監査役は、<u>5 名以内</u>とする。</p> <p>( 選任方法 )</p> <p>第 32 条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する</u></p> <p>② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>( 任 期 )</p> <p>第 33 条 監査役の任期は、<u>選任後 4 年以内に終了する事業年度のうちの最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了する時</u>までとする。</p> <p>③ <u>会社法第 329 条第 2 項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>( 常勤監査役 )</p> <p>第 34 条 <u>監査役会は、その決議によって、常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>( 監査役会の招集 )</p> <p>第 35 条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の 3 日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</u></p> <p>( 監査役会の決議方法 )</p> <p>第 36 条 <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は、これを記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>
---	---

<p>( 報 酬 )</p> <p><u>第 28 条</u> 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会決議によりこれを定める。</p> <p style="text-align: center;">【新 設】</p> <p style="text-align: center;">【新 設】</p> <p style="text-align: center;">【新 設】</p> <p style="text-align: center;">【新 設】</p> <p style="text-align: center;">【新 設】</p> <p style="text-align: center;"><u>第六章 計 算</u></p> <p>( <u>営業年度及び決算期</u> )</p> <p><u>第 29 条</u> 当社の<u>営業年度</u>は、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までの 1 年とし、<u>営業年度末</u>をもって<u>決算期</u>とする。</p> <p>( <u>利益配当金</u> )</p> <p><u>第 30 条</u> <u>利益配当金</u>は、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び同日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対しこれを支払う。</p>	<p>( 報酬等 )</p> <p><u>第 37 条</u> 監査役の報酬等は、株主総会決議によりこれを定める。</p> <p>( <u>監査役の実任免除</u> )</p> <p><u>第 38 条</u> 当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、同法第 423 条第 1 項の行為に関する監査役</u>（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、<u>法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>② 当社は<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の行為に関する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、<u>当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第六章 会計監査人</u></p> <p>( <u>会計監査人の任期</u> )</p> <p><u>第 39 条</u> <u>会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>会計監査人は、前項の株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p>( <u>会計監査人の報酬等</u> )</p> <p><u>第 40 条</u> <u>会計監査人の報酬等については、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第七章 計 算</u></p> <p>( <u>事業年度</u> )</p> <p><u>第 41 条</u> 当社の<u>事業年度</u>は、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までの 1 年とする。</p> <p>( <u>期末配当金</u> )</p> <p><u>第 42 条</u> 当社は<u>株主総会の決議によって毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当</u>（以下「<u>期末配当金</u>」という。）を支払う。</p>
---	---

<p>( 中間配当 )</p> <p><u>第 31 条</u> 当社は、取締役会の決議により、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>( 配当金の除斥期間 )</p> <p><u>第 32 条</u> <u>利益配当金</u>及び中間配当金は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p> <p>② 未払いの配当金及び中間配当金には利息をつけない。</p>	<p>( 中間配当金 )</p> <p><u>第 43 条</u> 当社は、取締役会の決議によって毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主または登録株式質権者に対し、<u>会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当</u> (以下「中間配当金」という。) を行うことができる。</p> <p>( 期末配当金等の除斥期間 )</p> <p><u>第 44 条</u> <u>期末配当金</u>及び中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p> <p>② 未払の<u>期末配当金</u>及び中間配当金には利息をつけない。</p>
---	--